

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内

官崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
 〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
 TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> 建災防宮崎県支部 検索

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生規則の改正により、平成31年2月1日以降、「高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講することが必要となりました。この法改正を受けて、当支部では下記のとおり特別教育を開催いたします。

1 受講対象者

満18歳以上の方

2 講習科目・講習時間

	講習科目	範囲	講習時間
学 科	作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ・作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ・作業の方法 	1時間
	墜落制止用器具 （フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ・墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ・墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ・墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ・墜落制止用器具の関連器具の使用法 	2時間
	労働災害の防止に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・落下物による危険防止のための措置 ・感電防止のための措置 ・保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ・事故発生時の措置 ・その他作業に伴う災害及びその防止方法 	1時間
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実 技	墜落制止用器具の使用法等	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ・墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ・墜落による労働災害防止のための措置 ・墜落制止用器具の点検及び整備の方法 	1.5時間
合 計			6時間

3 開催日及び場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
令和7年7月10日(木)	950145	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
令和7年12月9日(火)	950146	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
令和8年2月20日(金)	950148	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)

* 午前8時30分受付、9時開講～16時閉講です。* 各会場駐車場有

4 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 8,635円 (受講料7,700円、テキスト代935円)

非 会 員 10,835円 (受講料9,900円、テキスト代935円)

5 修了証

全科目修了者には「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を即日交付します。

6 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座(宮崎銀行 県庁支店 普通預金1277095)に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。
- (7) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (8) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

【お問合せ・支給申請先】 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内